

全国知事会組織のあり方検討プロジェクトチーム中間報告

平成 2 3 年 7 月 1 2 日

(1) 検討過程

① 5月31日に開催された全国知事会においては、以下の3点を検討テーマとして「全国知事会組織のあり方検討PT」を設置することが了承された。

- (1) 特別委員会の見直し : 休止・廃止を含めた見直し、整理
 - (2) プロジェクトチームの見直し : 役割の明確化(特定課題の検討、行動機関)
 - (3) 全国知事会事務局体制の強化 : 東京事務所等との連携強化を含め、機動的、即時対応可能な体制づくり
- *全国知事会組織のあり方検討PTで、今夏を目途に見直し案をとりまとめ、可能なものから実行

② これを受けて開催されたPTにおいては、

委員会、PTの見直しについては、

- ・組織はわかりやすさが重要であり、常任委員会(名称含む。)も含めて見直しを検討すべきではないか。
 - ・法定化された国と地方の協議の場の「分科会」の地方側代表となることを想定し、委員会・PTを再編してはどうか。現行の4つの常任委員会では厳しいのではないか
 - ・常任委員会と特別委員会を再編し、長期的スパンで考えるものは委員会で、その下に、時限を限って議論するものをPTで行ってはどうか。ただし、47都道府県の利害が一致するもの、一致しないものがあるので、委員長の役割をどうするか。意見収集のみか、決定権限を与えるかを考えるべき
 - ・国と地方が対等に議論していくため、委員会・PTの再編に当たっては、地方側の「シャドーキャビネット」「第2政府」的なイメージを持ち、また、スピード感を持って進めるべきではないか。
例えば、常任委員会が国の各省庁に対応し、各省庁の個別各論がテーマとなった際に、委員会に設けるPTで対処するという考えが必要ではないか
 - ・PTは、設置趣旨のとおり、タイムリーに動くための組織として特定課題への対応に絞り、また、サンセット方式(時限的)が原則ではないか
また、戦略の策定など会長が直轄するPTを早く設けてはどうか
- 等の視点・論点が提示された。

また、知事会事務局体制の強化については、

- ・東日本大震災を踏まえ、広域災害等の全国の自治体による支援が必要な

事象に備え、東京事務所を巻き込んだ初動体制づくりが必要ではないか

- ・各都道府県には行政機能がひと揃いあるので、その資源を最大限活用し、委員長・PT長を支える都道府県の事務局機能の現状を維持した上で、知事会事務局への派遣を強化し、双方の連携により、全体の機能向上を図ってはどうか。また、各都道府県の参画意識を今以上に高めていく必要があるのではないか。
- ・現在の委員長の都道府県には相当負担がかかっており、限界があるのではないか。知事会事務局に、民間のノウハウを時限をつけて大胆に活用することも必要であり、今より強いシンクタンク機能を設けてはどうか
- ・民間の有識者について、いわゆる大家のみならず、長期的スパンで考えると、実働部隊的な若手の研究者の参画も必要ではないか。
- ・事務局のシンクタンク機能の強化について、国に対抗していくため、政策協働センター化するのであれば、多少の費用をかけてでも、各県派遣でなくプロパーを増やしたほうが価値があるのではないか
- ・危機事象への対応やシンクタンク機能の強化など事務局機能の充実は賛成であるが、具体的業務内容を見て必要量を検討すべきではないか
- ・国と地方の協議の場において、問題が拡散してきたときには大変であり、地方6団体「共通基盤」としての機能をどう作っておくか、早めに考えておかないといけないのではないか
- ・地方団体の連携について、全国レベルのみならず各都道府県においても、地方側の意思統一を図る努力・仕組みもいるのではないか

等の視点・論点が提示された。

さらに、

- ・情報発信力の強化のため、知事会として経済界等との連携ネットワークも必要ではないか
- ・地方の視点から国を変えるためのキャラバン等、知事会として、国民へのアピール活動をしてはどうか
- ・意見集約で、まとまらないことがあるが、むしろ、「地方として分布図を示すから、国としてそれに合う施策を示せ」と言うことも必要ではないか。例えば、都会型・地方型の政策をわかりやすく示すべきではないか

等の情報発信や政策提言手法について、視点・論点が示された。

(2) 具体的方向性

PTにおける議論を集約し、以下のような方向で、委員会・PTの見直し、事務局体制の強化を進め、可能な部分から実行に移すことを提言する。

I 知事会組織の見直し

① 現行の特別委員会／PTの当面の見直し・再編

百年に一度の経済危機の真っ直中において、千年に一度の巨大地震・津波が発生し、日本が大きな危機にある中で「危機に立ち向かう」知事会として、47人の知事の総力を動員する「一致結束した行動」により、この国の再生を目指す。

当面、現在の4つの常任委員会を基本とし、その下部組織として、プロジェクトチーム（PT）を時限的に設置することとする。

委員会・PTについて、国の省庁の窓口としての機能と、行動機関として具体的テーマについて提言や活動を行う機能の役割を明確にする。

また、知事会の全体戦略策定や危機管理のため会長直轄のPTを設置する。

特定のテーマを扱う特別委員会については、これまでの活動状況等を検証し、目的を達したものを除き、新規PTへ移行することを基本とする。

また、現行PTについては、現在の活動状況を踏まえ、検討すべき特定課題を精査した上で、その目的に則った時限的な組織として、新規PTへ移行する。

なお、PTで扱う特定課題については、自治体の置かれている環境の違いを踏まえつつ、地域の個性・特性を活かし日本の再生を目指す観点から、真に住民のためになる政策の実施・制度を実現する骨太な内容として方向性を指し示す「政策羅針盤(仮称)」として、対応方針をとりまとめる。

② (国と地方の協議の場の運営を踏まえた) 委員会の再編(第2フェーズ)

国と地方の協議の場(分科会を含む。)の運用状況も踏まえ、組織的な対応が可能となるよう、24年度(*状況に応じ前倒し)を目途に委員会を再編するとともに、会長及び各委員長・PT長が、時の政策課題に対処するに当たり、委員会やPTにおいて大きく意見が異なる場合の現行の意思決定ルール*の考え方を基本として、「一致結束した行動」が可能な体制を目指すことを引き続き検討する。併せて、会長を補佐し、全国知事会からメディアや国民に対する情報発信を強化する観点から、スポークスマンの役割を担うポス

トの設置の是非も引き続き検討する。

* 現行の意思決定ルール：全国知事会の会議における意思決定の方法に関する規則第4条

③ 知事会事務局体制の強化（「政策協働センター化」と「広域対応強化」）

東日本大震災や「国と地方の協議の場」の法定化後、知事会事務局は、平常・危機時を問わずこれまで以上に、知事会の「一致結束した行動」のリーダーとなる会長を補佐し、また、地方六団体や都道府県との連携を強化し、機動的で柔軟な対応ができる仕組みとすることが必要となっている。

このため、47都道府県のマンパワーを結集し、また、民間ノウハウも活用しながら「シンクタンク機能を支える政策協働センター化」と「広域対応事象の発生時から直ちに動ける組織」として、充実強化する。

イ 「シンクタンク機能を支える」点では、

東京事務所と連携し、都道府県からの派遣職員を充実する。その際、公平性や、委員会・PTの構成及び施策継続性(国への対処含む)を考慮し、各都道府県から1名の派遣を基本とする。

また、民間専門スタッフの採用について、任期付採用も含め検討する。

シンクタンク機能については、国と地方の協議の場等において、知事会を含めた地方6団体の主張の裏付けとなる調査・研究・検証を支えるものとする。その際、該当分野の著名な研究者(大学教授等)のみならず、実働部隊的な若手の研究者も参画してもらうことにより、対外的情報発信機能も備えた機動的かつ存在感のある2層構造とすることを検討する。

ロ 広域対応事象の発生時に備える点では、

各都道府県の東京事務所長を知事会参与とし、対応すべき事象が発生した時には、事案担当県又は会長県の知事から、その属する都道府県の担当部長（又は知事会事務総長）が指示を受け、当該都道府県の東京事務所長（知事会参与の「リーダー」）を通じて各都道府県を束ね、対応に当たることとする。

II 地方6団体の結束強化に向けた取組

以下の2点について、関係団体に提案する。

①地方6団体トップによる定期的な協議の場

今後は、国と地方の双方にとって重要な政策は、法律に基づく「国と地方の協議の場」で決められることから、政策実現のために、地方六団体の連携強化が重要であり、定期的な協議の場として、例えば、毎月●日を、地方六団体のトップによる「地方6団体会議」の日と位置付ける。

また、地方団体の連携について、各都道府県レベルにおいても意思の確認

や決定に係るトップ同士の定期的な意見交換の機会を設けるなど関係強化を図る。

②地方6団体の事務連携体制の機能強化

地方6団体トップによる意思の確認や決定をよりスムーズに行うため、六団体で構成する「地方分権改革推進本部」の職務の明確化、事務分担の見直し強化、事務体制の充実などを通じ、地方六団体間の事務連携体制の機能強化を図る。